

J R 東海労申第 19 号
2018 年 9 月 26 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

「新幹線乗務員の休日勤務指定」に関する申し入れ

9 月 13 日、会社は本部・本社間での協約・協定改訂交渉の回答の場において、「新幹線乗務員の休日勤務指定」が発生する旨の説明が無かった。

それにも関わらず会社は、数時間後に地方において「お知らせ」として、新幹線乗務員の休日勤務指定を 10 月から一人 1 泊～2 泊程度実施すると通告してきた。

会社は、今年の「新幹線車内業務の見直し」に関する説明会や 2018 年度経営協議会、要員計画の業務委員会の場において、「新幹線乗務員の休日出勤は必要ないと考えている。」と回答している。

今回の休日勤務指定に関する問題は「お知らせ」として、通告してくるのはあまりにも酷い行為であり、労働組合としては断じて認める事はできない。

よって、下記の通り申し入れをするので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。

記

1. 今年度の要員計画等で「新幹線乗務員の休日勤務指定は必要ないと考えている。」と回答しているが、必要ないと回答した根拠を明らかにすること。
2. 今回の休日勤務指定は、「旅客需要が予想を上回り臨時列車の増発」を理由としているが、当初の計画と変更した計画の臨時列車の本数を明らかにすること。
3. 今年度の旅客需要の予想数とこれまでの実績を明らかにすること。
4. なぜ、本部・本社間での協約・協定改訂の回答の場で、「新幹線乗務員の休日勤務指定」について、「お知らせ」がある旨の説明が無かったのか、理由を明らかにすること。
5. 「新幹線車内業務の見直し」で、車掌の要員が余っていたはずだが、要員不足になった原因は何なのか明らかにすること。
6. 休日勤務指定が発生するほど乗務員が不足しているのに、今年も計画通りに乗務員から駅へ転勤させるのか明らかにすること。
7. 本人の承諾なしに、一方的に休日勤務指定をする理由を明らかにすること。

以 上